

石川町ふくしま感染防止対策認定店応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組みながら町内で飲食店等営む者の事業の継続等を支援するため、福島県が実施する「ふくしま感染防止対策認定店制度」による認定ステッカーの交付を受けた者（以下「対象飲食店等」という。）に対し、予算の範囲内において応援金を交付することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 応援金の交付を受けることができる者は、対象飲食店等のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において町内で事業を営んでおり、引き続き、「ふくしま感染防止対策認定店」として1年以上営業する意思のある者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、対象飲食店等に係る認定ステッカー交付1件当たりの額とし、令和3年度のいずれかひと月の売上高が30万円以上の場合5万円、30万円未満の場合3万円とする。

(応援金の交付の申請)

第4条 応援金の交付を受けようとする者は、令和5年2月28日までに、石川町ふくしま感染防止対策認定店応援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年度のいずれかひと月（任意の月）の売上高が確認できる書類
- (2) ふくしま感染防止対策認定店の認定を受けたことが確認できる書類等の写し
- (3) 同意書兼誓約書（様式第2号）

2 応援金の申請は、1回に限るものとする。

(応援金の交付決定等)

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、応援金を交付すべきものと認めたときは、応援金の交付及び交付額を決定し、石川町ふくしま感染防止対策認定店応援金交付決定通知書（様式第3号）により、応援金を交付しないことと決定したときは石川町ふ

くしま感染防止対策認定店応援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、第4条第1項の申請をもってこれに代えるものとする。

（応援金の請求）

第7条 第5条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、石川町ふくしま感染防止対策認定店応援金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、応援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、既に交付した応援金の返還を命ずるものとする。

（1）偽りその他不正な行為により応援金の交付を受けたとき。

（2）その他規則及びこの要綱に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。